

ギョロ = ハラ Gioro hala 再考

——特に外婚規制をてがかりに——

増井寛也

はじめに

筆者はかつて明末/清入関前における女直 Jušen（天聰九/1635年以後の自称は満洲 Manju）社会の親族組織を検討したことがあり、その中核をなすムクン mukun とハラ hala について、概略、以下のように説いた¹⁾。

まず構造面に関して、①広義のムクン（族）はおよそ始祖からの出自を共有するすべての男系子孫を包括し、かかる出自集団としてのムクンへの排他的専一的な帰属関係を示す名称がハラ（姓）に他ならない。②従って、同ハラという形式と同ムクンという実質とは、本来合致したはずであるが、外部の非血統分子による改姓加入が行われたため、同ハラ必ずしも同ムクンならざる事態が生じた。③明末時点でのムクンの世代遡及深度は、始祖まで七ないし八世代、多くとも九世代を越えないが、その範囲外の、現実の系譜関係によって媒介されない意識上のムクンとして「同じハラ兄弟」（満文 emu halai ahun deo）があり得た。④ムクンの内部は、始祖から世代を下降するに伴い分岐を繰り返す出自系統に即応して、大小の分節 segment（満文 gargan fisen）が累層的に形成されていた。

つぎに機能面に関しては、⑤世代深度の浅い下位の分節ほど、地縁化する傾向と利害共同的な団体 corporate group として機能する傾向が顕著となる。かかる地縁化した父系親族集団（概ね世代深度三ないし四世代以内）を、やはりムクン（狭義）と称した。⑥ムクンのうち、系譜関係を明確にたどり得る範囲をウクスン uksun と称し、対内的な連帯関係と外婚規制が強く作用するという意味で「近いムクン」と意識された。⑦系譜関係をたどり得ない「同じハラ兄弟」の場合、通婚は必ずしも禁制されなかったと考えるべき余地があり、少なくともこれを直接否定する史料根拠は見られていない。

いうまでもなく外婚規制が作用するか否かは、所与の出自集団間における単系的血縁の有無、ないしその認否を判定する重要な指標となる。しかるに、上記⑦のとおり前稿では積極的な根拠の欠如により、「同じハラ兄弟」にも外婚規制が作用したかどうか、明快な結論を下すには至らなかった。本稿はその後に発表した筆者の論考²⁾と新たに得られた知見を援用しながら、あらためてギョロ = ハラを中心に「同じハラ兄弟」の性格を分析し直し、その成立の要因を建州女直史に即して探らうとするものである。

一、「同じハラ兄弟」とギョロ = ハラの構成

「同じハラ兄弟」という用語は、『満洲実録』に二度出現する。第一例はニングタ = バイレ ninggutai beile、すなわちデシク、リョチャン、ソョチャンガ、ギョチャンガ（ヌルハチの祖父）、ボォ

ランガ、ボォシ六兄弟（いわゆる六祖 ninggun mafa）、および彼らを首長層とするニングタ部 ninggutai aiman が、南隣のドンゴ部 donggoi aiman と抗争した事件（年次不詳）に関連して現れる。ドンゴ部長ケチェ＝バヤンは「ニングタのアハナ＝ウェジゲ（第六祖ボォシの次子）が妻にしたいと言った娘を我が子が娶った怨みに、ニングタのベイレらが（我が子を）殺した」ばかりか、他人に息子殺しの濡れ衣を着せたと決めつけ、「ニングタの者」に向かって「我らは同じハラの兄弟 emu halai ahũn deo であるぞ」³⁾と難詰し、遂に復讐戦に突入した。第二例はカンギャ（前記ボォシの長子）らに使喚されたフネヘ部 hunehe aiman のジョオギヤ城主リダイが、海西ハダ国の兵を嚮導してヌルハチ属下のフジ寨を寇掠した事件（万曆一一年八月）を背景とする。翌年、報復の拳に出たヌルハチは、折からの豪雪とガハ嶺越えの険路を前に弱音を吐く「叔父ら、弟ら」を、「リダイは我らの同じハラの兄弟 emu halai ahũn deo でありながら、我らを殺さんとハダの兵を道を示して連れてきた」⁴⁾と叱咤しつつ、遂に城攻めを強行しリダイを降して帰還する。

筆者が先に「同じハラの兄弟」との通婚が必ずしも禁制されなかったと推論したのは、主として以下の理由に拠る。「兄弟」ahũn deo には元来「族」、すなわちムクンに通ずる語義があること、また順治重修『太祖武皇帝実録』（現存する最古の『太祖実録』）や、これと固有名詞の漢字表記を除き同文の漢文『満洲実録』が、リダイを「亦た宗人なり」と注記することから、ケチェ＝バヤンとヌルハチの発言には、殺人と敵軍嚮導を同族にあるまじき背信行為として指弾する含意があったと考えられる。反面、ヌルハチが長女ヌンジエをドンゴ部長ホホリ（ケチェ＝バヤンの孫で、ヌルハチより二歳若年）に嫁がせたという厳然たる事実、ならびに「同じハラの兄弟」がいずれも背信を非難する否定的な場面で発せられたことを重視するなら、同じムクンではあれ、系譜関係をただちにたどれないほど疎遠なため、外婚規制と族的連帯が機能しなかった、と解釈するほうがより説得的である。

ところで、ヌルハチ一門の属したハラという、アイシン・ギョロ＝ハラ aisin giro halo が史上に著聞するけれども、通説上、ドンゴ部の首長層もこのハラを名乗ったとされてきた⁵⁾。しかし、近年の研究によれば、アイシン（金）なる冠称は、ヌルハチによるゲンギェン＝ハン即位とアイシン＝グルン（後金国〔対内的にはマンジュ国と自称〕）の建国、ならびに全ジュシェンの統一といった一連の画期的な偉業にともなって醸成され、高揚したヌルハチ一門の貴種意識（「黄金の血統」aisin giranggi）から付随的に発生した美称であって、本来は単にギョロ＝ハラを称するのみであったと考えられている⁶⁾。そうだとすると、ドンゴ部首長層のみならず、フネヘ部のリダイもまた、ギョロ＝ハラだけを単称したと見るべきであろう。

そのことは新たに発見された、崇徳元年初纂『太祖太后実録』編纂途上の稿本と思しき満文檔冊『先の〔ゲンギェン＝〕ハンのすぐれた事蹟全て十七卷』（以下『先ハン檔』と略称する）⁷⁾からも傍証される。というのも、『先ハン檔』はケチェ＝バヤンとリダイを、

- ・それから（ニングタのベイレらは）同じギョロ＝ハラ emu giro haloのドンゴのケチェ＝バヤンと戦となった⁸⁾。
- ・ハダの兵が来る時、フネヘの地方にいた同じギョロ＝ハラ emu giro haloのリダイという者が、道を案内して連れて来て……⁹⁾。

のように、「同じギョロ＝ハラ」と明記するからである。実は『満洲実録』もこれと同じ記事を載せるが、前記「同じハラの兄弟」との重複を嫌ったためであろうか、ともに下線部は削除されている。

いま一つ、ヤルグ寨を挙げて来帰したフラフの子フルガンを、ヌルハチが「彼のギョロ＝ハラ ini gioro hala に入れ、子とし養」¹⁰⁾ ったという『満洲実録』の記事も、やはりギョロ＝ハラの単称を反映する証左に加えてよからう。

周知のように、ギョロ＝ハラにはアイシンとは別に種々固有の冠称が存在し、イルゲン irgen を筆頭にシュシュ šušu、シリン sirin、アヤン ayan、トゥンギヤン tunggiyan、チャラ cara、フルン hūlun、アハ aha などの種別があった。『八旗満洲氏族通譜』(以下『通譜』と略称)が収録する六四〇種以上のマンジュ諸ハラ中、こうした種別冠称が表立って記録されているのはギョロ＝ハラのみである。この異様ともいべき現象は、ギョロ＝ハラ内部をハン一族(『通譜』収録対象外)とそれ以外に峻別する必要から、敢えて下位区分の名称を特記した結果である¹¹⁾。それだけに、他のハラの場合、類似の冠称があったとしても、記録に残りにくかったと推測される¹²⁾。ちなみに、ギョロ諸ハラのうち、イルゲン・ギョロに限っては、ギョロ＝ハラの一下位区分を指す場合と、皇族アイシン・ギョロを除く全ギョロを総称的に指示する場合(＝「民覚羅」)の広狭二義があった¹³⁾。

こうしたギョロ諸ハラが往古、同祖同源に発したものか、もはや確認するすべはない。ただ、『通譜』本文が「覚羅氏」の項目下にギョロ諸ハラを列記する体例に照らせば、少なくとも同一範疇のハラであるとは認識されていたようである。ならば同じハラなのかというと、『通譜』満文凡例に「同じハラ emu hala でありながら数旗に分散した者は、皆某という者は某旗の某という者と同族 emu mukūn と明白に記し」たとの規定があるにもかかわらず、ギョロ諸ハラ間に跨る同族関係はただの一例も検出できない。記録漏れの可能性も絶無とはしないが、ギョロ諸ハラがすでに各々同族 emu mukūn ではなかったことを是認しない限り、ヌルハチの在世当時、当該諸ハラ間において通婚が高頻度に発生した現象の説明に窮するのも確かである。以下、比較的史料に恵まれたニングタ＝ベイレー門を中心に、ギョロ諸ハラとの通婚例を確認しておきたい。

まず、ニングタ＝ベイレー門からの婚出例としては、ヌルハチが「ギヤムフ地方のイルゲン・ギョロ＝ハラ」のガハシャン＝ハスフに与えた実妹¹⁴⁾、「ムキ地方のイルゲン・ギョロ＝ハラ」のアルタシに与えた宗女¹⁵⁾、「ワンチン地方のシリン・ギョロ＝ハラ」のトゥンタイに与えたワルカ(ヌルハチ伯祖デシクの孫)の妹¹⁶⁾などの事例がある。反対にニングタ＝ベイレー門への婚入例としては、リドゥン＝バトゥル(ヌルハチ伯父)が娶ったトゥンタイの妹¹⁷⁾に加えて、〔表1〕「ギョロ諸ハラに出自するニングタ＝ベイレー門の妻妾」(典拠は『愛新覺羅宗譜』、世代は太宗ホントイジ以前に限定)に掲げたような合計四二件にのぼる事例を拾いあげることができ、そこにはイルゲン・シュシュ・シリン・アヤン等の冠称が看取される。このような通婚例から推して、ニングタ＝ベイレー門を除いたギョロ諸ハラ間にも、外婚規制はもはや機能していなかったと考えられる¹⁸⁾。

翻って、ニングタ＝ベイレー門、ドンゴ部首長層、フネヘ部リダイのごとく、冠称を帯びずにギョロ＝ハラを単称したもの同士は、一体どのようにして識別されたのであろうか。いま、あらためて〔表1〕を通観すると、『通譜』未収録のギョロ＝ハラとして嘉穆瑚覺羅と雅爾祜覺羅が見出される。ヌルハチ庶妃の嘉穆瑚覺羅氏は父を貝渾巴晏といい、前記ガハシャン＝ハスフの兄にあたる¹⁹⁾から、ギヤムフ・ギョロとはまさに「ギヤムフ地方のギョロ＝ハラ」の謂に他ならない。かたや雅爾祜覺羅氏出身の八名は、七人までが「ヤルフ(ヤルグ)地方のトゥンギヤ＝ハラ」に属するダルハン・ヒヤ＝フルガンの父系女性親族であった²⁰⁾。フルガンといえば、前述のごとくヌルハチが「彼のギョロ＝ハラに入れ、子とし養」った人物であり、その同族たちに対するヤルグ・ギョロ、すなわち「ヤルグ地方のギョロ＝ハラ」という呼称は、間違いなくこのフルガンの収養に起因する。

〔表 1〕 ギョロ諸ハラに出自するニングタ = ベイレー門の妻妾

第3世代※	第4世代	第5世代	妻妾の姓氏※※	第6世代	妻妾の姓氏		
デシク	スヘチェン	グワンドウ		ジョバン	嫡 伊爾根覚羅		
				ジョルホイ	嫡 西林覚羅		
ソオチャンガ	リタイ	バイタ		バイスフ	嫡 阿顔覚羅		
	ウタイ	ウバタイ		シャンギャン	四 伊爾根覚羅		
				シルメン	嫡 雅爾祜覚羅		
				ゲデフン	嫡 雅爾祜覚羅		
	ドンゴロ			ルンシ	嫡 雅爾祜覚羅		
				トゥラン	嫡 雅爾祜覚羅		
	チョキ = アジュグ	アドウ = バヤン			ルトウバ	嫡 伊爾根覚羅	
	ロンドン	ジュバリ			シベトゥ	嫡 阿顔覚羅	
					ヨオラン	継 西林覚羅	
		イバリ			ランキオ	嫡・継 雅爾祜覚羅	
					マンギトゥ	オシंगा	嫡 伊爾根覚羅
							嫡 伊爾根覚羅
		グウルチャ	嫡 舒舒覚羅		バハナ	嫡 伊爾根覚羅	
					ハイラン	嫡 雅爾祜覚羅	
ブルペン	嫡 雅爾祜覚羅						
ナリン				ギンタラ	嫡 阿顔覚羅		
フンドン	ケチュン			サムハ	継 舒舒覚羅		
ギョチャンガ	リドン = バトゥル	ボイホチ		シライ	嫡 西林覚羅※※※		
	タクシ	ヌルハチ	側妃 伊爾根覚羅 庶妃 嘉穆瑚覚羅 庶妃 西林覚羅 庶妃 伊爾根覚羅	ホンタイジ	庶妃 伊爾根覚羅		
				アジゲ	嫡 福晋 西林覚羅		
				ドド	側 福晋 伊爾根覚羅		
	ムルハチ	四夫人 阿顔覚羅		フシタ	妾 伊爾根覚羅		
	シュルガチ	九福晋 西林覚羅 庶福晋 阿顔覚羅		フィヤング	妾 伊爾根覚羅		
タチャ = フィヤング	フルガチ			アシブ	継 阿顔覚羅		
ボオランガ	レンデン	ギダシク		ゴホジ	嫡 伊爾根覚羅		
				レデフン	嫡 伊爾根覚羅		
ボオシ	カンギャ	カンブ		デインジュ	嫡 阿顔覚羅		
		トゥンプル	三 伊爾根覚羅	ボンガイ	三 伊爾根覚羅		
	イドウ					継 伊爾根覚羅	
	アドウチ	アルブ			マナハイ	嫡 伊爾根覚羅	

※世代はシベオチ = フィヤング（ヌルハチの高祖）を初代として起算してある。

※※「妻妾の姓氏」欄の嫡は嫡妻、継は継妻、三は三娶妻を指し、四以下は同じ要領。なお、網かけにした「福晋」は和碩親王と多羅郡王の妻室、「夫人」は多羅貝勒以下のそれを意味する。

※※※シライ嫡妻の父張海祜茲はアヤン・ギョロ = ハラのジャハイ [= フセ]（『通譜』卷一八・扎海伝）に相違ないので、西林覚羅は、その実、阿顔覚羅と改めるべきである。

してみると、ヤルグ・ギョロやギヤムフ・ギョロなどという地名を冠した呼称が出現した——実際にも通用²¹⁾——こと自体、ニングタ＝ベイレー門は勿論、ガハシャン＝ハスフのようなイルゲン・ギョロ＝ハラ諸人もまた本来はギョロ＝ハラとのみ単称し、なればこそ自他を識別するにはその占拠する領域名に依存するしかなかった、と考えなければ説明がつかない。と同時に、『愛新覚羅宗譜』がイルゲン以下の種別冠称のみならず、地名冠称をも漏れなく記録にとどめたのは、そうしなければ同姓婚と誤認され、対外的に外婚規制の遵守を明示できなかったからである。換言すれば、ギョロ諸ハラはニングタ＝ベイレー門と同じく本来ギョロ＝ハラを単称したイルゲン・ギョロと、その他の種別冠称を有する諸ギョロに大別され、前者同士は自他を識別するために領域名を冠することがあった。さらにいえば、種別冠称であれ地名冠称であれ、それらはハン一族とそれ以外の尊卑を差別化する以前に、相互の通婚可能性を認証する標識として機能したのである。

『通譜』が諸ギョロの記述に配分した全七巻（巻一二～一八）中、イルゲン・ギョロは単独で前半の四巻を占め、続いてシュシュ・ギョロとシリン・ギョロが一巻ずつを分けあい、残る一卷に自余のすべてが一括される。このことが如実に物語るように、イルゲン・ギョロこそ諸ギョロの主流であった。イルゲン・ギョロがかつてはギョロ＝ハラを単称し、かつまたイルゲンは「平民」を意味する卑称であってみれば、この冠称の発生がヌルハチによるアイシン・ギョロの創出と時期を同じくし、やがてアイシン・ギョロ以外の諸ギョロすべてを覆う範疇としての「民覚羅」に転義したことはほぼ疑いない。つまり、「同じギョロ＝ハラ兄弟」とは、ヌルハチ一族から見て後のイルゲン・ギョロ＝ハラとの間に成立する呼びかけであり、彼我の区別を明確にする必要がある場合には、各々住地名を併称したものであろう。

イルゲン・ギョロの分布に目を転ずると、『通譜』所載の主要な世居地だけでもムキ・ギヤムフ・サルフ・フネヘ・ヤルフ・フェ＝アラ（以上建州諸地方）、イエヘ・ウラ・ハダ（以上海西諸地方）、ヒンカン・ワルカ・アクリ・松花江（以上東海諸地方）等々にわたり、マンジュ諸ハラ中、屈指の多さを誇る。にもかかわらず、各世居地間に「同族」*emu mukûn* が跨って分布する事例は驚くべきことにわずか一例、すなわち相互に隣接しあうギヤムフ地方のガハシャン＝ハスフ一門、サルフ地方のグワラー一門、ワフン＝オモ地方のインダフチ一門三者間の同族関係にとどまる²²⁾。のみならず、世居地を同じくして立伝された人物間にさえ、「同族」と明記のある事例は決して多くない。いまや明言できるのは、原因はさておくとして、少なくとも個々の世居地に聚居するイルゲン・ギョロ諸集団間の関係に関する限り、大半はもはや同ムクンではなかった、ということである。

そうだとすると、「同じギョロ＝ハラ兄弟」とは、筆者の以前の推論に反して、「ギョロ＝ハラを名乗る異ムクン成員間の関係」を意味した、と考えられる。もっとも、「同じギョロ＝ハラ兄弟」をこのように結論するためには、あらかじめドンゴ部首長層とフネヘ部のリダイが確かにイルゲン・ギョロとしても記録されたこと、およびこれらとヌルハチ一族との間に通婚が再三生じたことに明白な根拠を提示し、さらにリダイがことさら「宗人」と注記されたことにも納得のゆく解釈を施しておく必要がある。

二、ドンゴ地方とフネヘ地方のギョロ＝ハラ

ホホリらドンゴ部の首長層は、『通譜』においてはイルゲン・ギョロ＝ハラではなく、ドンゴ＝ハ

ラとして立項されている。同書卷八「ドンゴ＝ハラ」（董鄂氏）の満文序に

donggo serengge, bai gebu. babe dahame hala obuha. ere emu halai urse, jalan halame donggoi bade
ドンゴというものは地名。地に依ってハラとなした。この一ハラの者たちは、累世 ドンゴの地に
tehebi.

住んでいた。

とあるように、ドンゴ地方（ドンゴ河流域）にちなんで命名された該ハラは、往々にして有力なハラが複数の聚居地を擁するなかで、例外的に単一の領域に世居した。これはドンゴ地方のイルゲン・ギョロ＝ハラがドンゴ＝ハラに改姓したからこそ発生し得た現象であって、現にドンゴ＝ハラの名な満洲旗人にして、ホホリ一族の後裔たる鉄保 tiyeboo (1752～1824)²³⁾の宗譜には「覚羅」から「棟鄂」への改姓が明記されている²⁴⁾。

ドンゴ地方の「覚羅」がイルゲン・ギョロとも称された、一層確実な証左がブランジュなる人物である。ブランジュは、ホホリの「同族」emu mukūnにしてワルカシ（広義のドンゴ地方）の「部属」harangga urseを率いてヌルハチに来帰したアゲ＝バヤンの次子であり、アランジュの次弟にあたる。ブランジュの小伝は『通譜』「董鄂氏」阿格巴顔伝に収録される他、『八旗通志初集』（以下『初集』と略称）卷一六二・阿蘭柱札爾固齊伝にも布蘭柱伝が附されているが、『初集』卷二二五にも布蘭珠伝がある。布蘭珠伝と『通譜』を彼此対照して見ると、前者がブランジュを「姓宜爾根覚羅氏」と記録した一点を除き、旗属・世居地・系譜関係・事蹟・没年のどれをとってもすべて符合する²⁵⁾。結局、『初集』編者はブランジュ（とその一族）のイルゲン・ギョロからドンゴへの改姓を見逃したため、誤って布蘭柱と布蘭珠を同名異人と判断し、別個に立伝したわけである。

かさねて傍証を掲げる。『愛新覚羅宗譜』を検索すると、ニングタ＝ベイレー門の妻妾にはイルゲン・ギョロ＝ハラの出自と明記されながら、その父の人名が『通譜』「董鄂氏」所載の人名と合致する事例がいくつかある。〔表2〕「イルゲン・ギョロ＝ハラに出自するニングタ＝ベイレー門の妻妾」は、それら（〔表1〕からは除外してある）を摘録した結果である²⁶⁾。ニングタ第三祖ソオチャング系のフンドン・ドビ二人の岳父にあたるドゥイチ＝バヤンは前記アゲ＝バヤンの従兄弟（叔父の子）であり、同じくワルカシ地方の豪族であった（『通譜』卷八・兪齊巴顔伝、『初集』卷一六二・雍舜伝）。また、ニングタ第四祖ギョチャング系のシュルヘイとシテクにあっては、前者の岳父アランジュはアゲ＝バヤンの長子であるし、後者の岳父ユンシュン（ユン）はドゥイチ＝バヤンの次子にあたる²⁷⁾。

〔表2〕 イルゲン・ギョロ＝ハラに出自するニングタ＝ベイレー門の妻妾

第3世代	第4世代	第5世代	第6世代	第7世代	妻妾	妻妾の父
ソオチャング	ロンドン	ドビ			妾	対泰（秦？）巴晏
	フンドン				継妻	対齊巴彦
ギョチャング	タクシ	ヌルハチ	アバイ	シテク	継妻	永順（男爵）
		シュルガチ	アルトゥンガ	シュルヘイ	嫡妻	阿蘭桂〔柱？〕（男爵）

これらの人名比定が失当でないなら、旧ドンゴ部の首長層が属したドンゴ＝ハラは、〔表2〕からも判明するように、ヌルハチの孫の世代までは確実にイルゲン・ギョロ＝ハラとして認知されていたことになる。改姓の時期は確定困難であるけれども、ホホリの曾孫チシ（齊錫）がホホリ・ホシヨ

トゥ父子の墓地を盛京から遼陽に移した経緯を石刻した「遼陽建園遷墓志碑」(康熙五五年立碑)²⁸⁾に「斉錫、棟鄂部人。原姓覺羅、後隨地改姓棟鄂」とあるので、遅くとも康熙五五年以前と見られる。興味深いことに、『雪履尋碑録』が収録する季爾塔拔の誥命(巻二/順治一八年)と京古代の誥命(巻四/康熙六年)は両者の妻をそれぞれ「董俄覺羅」氏と明記し²⁹⁾、また『愛新覺羅宗譜』もガブラ(ヌルハチ九子バブタイの長子[康熙一六年没])の妻を「瓦爾克錫覺羅」氏と記録する³⁰⁾。つまり、後年ドンゴ = ハラと称されるドンゴ地方やワルカシ地方のギョロ = ハラは、イルゲン・ギョロの他に、康熙初年までは地名を付してドンゴ・ギョロとかワルカシ・ギョロと呼称されたのである³¹⁾。

つぎに問うべきは、ドンゴ部首長層とヌルハチ一族の通婚関係である。すでに〔表2〕にも明示したように、両者がホホリとヌンジュの婚姻(万曆一六/1588年)以前から、通婚可能な関係もしくは通婚を忌避しない関係にあったことは紛れもない事実である。わけでも、ドゥイチ = バヤンの娘がフンドンに嫁して克春を生んだ壬午年(1582)は、ヌルハチ挙兵の前年にあたるから、婚儀はそれ以前となり、ヌンジュの出嫁に先行する。『初集』巻一六二・阿蘭柱札爾固齊伝にも、アゲ = バヤンの岳父ハンギャ = ジャンギンについて

父の阿格伯燕、章佳地方の杭家章京の女を娶りて妻と為す。^{みうち}親を探して彼の処に至り、適々我が兵の攻城するに遇ひ、遂に共に圍城中に在り。杭家章京、阿格伯燕を詰るに「婿、何ぞ助力せざるや」と。対へて曰く「此れ外侮に非ず。乃ち有徳の主、爾が兇乱を誅するなり。我惟だに助力せざるのみならず、即ひ一矢も發せず」と。已にして瓦爾喀什の部属を率ゐて来帰す。

とある。ジャンギャ地方のハンギャ = ジャンギンとは、ヌルハチの挙兵当初、その行く手を阻んだジャンギャ城主のカンギャ(ニングタ第六祖ボシの長子)にあたる。ジャンギャ城の陥落とカンギャの屈服は万曆一五年以前と推定される³²⁾ので、恐らくヌルハチの挙兵に先立ってアゲ = バヤンはカンギャの娘を娶っていたであろう。

アゲ = バヤンが「^{みうち}親を探して」ジャンギャ城に向かい、同城の包圍戦に巻きこまれたという筋立てでは、遼東総兵官李成梁麾下の明兵がアタイ(王杲の子)をグレ城に包圍したとき、ギョチャンガがアタイに嫁いだ孫女を救出すべく四子タクシ(ヌルハチの父)を伴って急行し、父子ともども遭難した事件を彷彿させ、アゲ = バヤンの娘なり孫女がカンギャ一門に嫁いでいたことを示唆する。このようにヌルハチ一族とドンゴ部首長層の通婚は、ヌルハチが建州域内の覇権確立過程でホホリの勢力を取り込んだ後、はじめて実現を見たのではなく、それ以前からワルカシのドンゴ部とは一再ならず婚姻を繰り返してきたのである。

他方、フネヘ部のリダイについて、『満洲実録』はジョオギャ城の陥落後、ヌルハチに助命されたと記すばかりで、具体的な情報は皆無にひとしい。上述のように、フネヘ地方はイルゲン・ギョロ = ハラの主要分布地のひとつであり、『通譜』の挙げるこの地方の代表的な勢力にはガガイ = ジャルグチ一門、ナチブ [= ヒヤ] 一門、ウンチャー一門などがあったが、三者間に明確な同族関係は認められない。助命後、リダイの子孫同族がなおも何らかの勢力を保持したのなら、八旗制下でのニル保有に繋がったであろう。この推定に立って、『初集』旗分志の国初編立ニルを検索すると、ガガイとナチブの名がそれぞれ鑲紅旗・第二參領・^{ジャラン}第一一佐領と正藍旗・第四參領・第三佐領の初代^{ニル・エジェン}佐領として現れる。また〔表1〕によって、ガガイ一門とナチブ一門が、ヌルハチ一族と通婚したことも立証可能であって、ボォランガ系レデフンの嫡妻伊爾根覺羅氏の父納濟布はナチブに、ボォシ系マ

ナハイの嫡妻伊爾根覺羅氏の父呉雲助はガガイ親叔呉雲柱（『通譜』卷一三・孟格図伝）に各々比定し得る。やはりガガイとナチブのいずれかがリダイの同族なのであろう。

ところで、リダイが真実ヌルハチの「宗人」であったとすると、両者の通婚は外婚規制と正面から抵触し、およそ生ずるはずのない事態である。事実、この一句に関しては文献間に出入があり、たとえば『満洲実録』の満文本には「宗人」に該当する文言は存在しないし、『武皇帝実録』と『満洲実録』の漢文に比して、より忠実な満文漢訳を期した康熙重修『太祖実録』もまたこの注記を削除している。そこで、先引『満洲実録』の一節、「リダイは我らの同じハラの兄弟 emu halai ahun deo でありながら、我らを殺さんとハダの兵を道を示して連れてきた」が、『先ハン檔』においてどう表現されているかを確認してみると

lidai musei emu halai ahun deo niyamangga niyalma kai. ama akū songgome banjire juse be si ainu
リダイは我らの同じハラの兄弟、親 戚 の 者 ぞ。父 亡く 泣 き 暮らす子らを汝はどうして
jugun jorime gaifi cooha sucuha.
道案内して連れてきて 兵 襲ったのか。

とあり³³⁾、下線部を除けばほぼ同じ趣旨の文章である。「父亡く泣き暮らす子ら」とは明兵の誤殺によってギョチャンガ・タクシを失ったヌルハチらを指し、該時点（万曆十一年）で二五歳のヌルハチを形容するには不適切な言辞であるため、『満洲実録』はこの一句を削除したのであろう。むしろ着目すべきは「親戚の者」niyamangga niyalma という文言である。

『御製増訂清文鑑』（卷一〇・人部一・親戚類）によって、niyamangga（親戚）およびこれと語義的に重複する niyaman（親）・sadun（親家）の語解を示すと下記のとおりである。

niyamangga: yaya niyaman daribuha niyalma be niyamangga niyalma sembi.
およそ親戚の関係にある者 をニヤマンガニヤルマ という。
niyaman : yaya sadun halai daljingga niyalma be, gemu niyaman sembi.
およそ異姓の親戚関係にある者 を、皆 ニヤマンという。
sadun : hojihon, sargan jui i ergi, ishunde gemu sadun sembi.
婿 方 と娘(嫁)の里方は、互いに皆 サドゥンという。

三語間の意味的連環をたどって考えると、「親戚の者」niyamangga niyalma とは明らかに、婚姻を媒介に成立する姻族（夫党・妻党）を指示する熟語であって³⁴⁾、リダイがヌルハチの姻戚であったことは隠れもない。姻戚と両立し得る「同じハラの兄弟」に、本来「宗人」の意味があるはずもなく、単に「同じハラ同士」という以上の用語ではなかったと結論する他ない。ところが、この間の事情を理解せず、「同じハラの兄弟」を字義どおりに解釈した満文本『武皇帝実録』や『満洲実録』は、かえってこの一句と矛盾する「親戚の者」を削除し、さらに漢文本がなくもがなの「宗人」を注記するに及んで、『先ハン檔』の文意は遂に反転してしまったのである。

以上、「同じハラの兄弟」が「ギョロ＝ハラを名乗る異ムクン成員間の関係」であることを立証したつもりである。ヌルハチ一族とドンゴ部首長層に引きつけていけば、当然、両者間に系譜的接点はなかったという結論が導かれる。ところで、通説によれば、ヌルハチ一族は建州右衛傍流の系統

を、ドンゴ部首長層は建州左衛嫡流のそれを引くとされる³⁵⁾。建州左衛と右衛の首長家は各々明初の童猛哥帖木兒・童凡察兄弟を始祖とするが、その本姓「夾温」(gia-ön > gioro) が金代女真の「夾谷」氏に遡り、後者の漢姓「全」から同音の「童」へ転訛したことは、つとに先学の指摘するとおりである³⁶⁾。このようにヌルハチ一族が凡察に発する建州右衛の傍流であり、従って無名の成り上がりではなかった³⁷⁾と見る立論に誤りがないとすると、ドンゴ部首長層との系譜関係の断絶は、むしろ何らかの原因によって両者をつなぐ接点が失われ忘却された結果と解されねばならない。

その詮索は追って行うとして、さしあたりヌルハチ一族が構成した所謂「ニングタのムクン」の実態を究明しておかねばならない。ニングタについては従来二様の見地があり、第一はヌルハチからの系譜を確実にたどり得る上限としてのニングタ六兄弟(六祖)というものである。この見地に立って、開国説話の伝える清朝の世系は、童猛哥帖木兒に始まる建州左衛嫡流の系譜を、創作の人物シベオチ＝フィヤング・ドウドウ＝フマン父子を介してニングタ六兄弟に接合したとする説明が主流をなしてきた³⁸⁾。しかしながら、後述するごとくシベオチ・フマンの実在性を否定する確実な論拠があるわけではない。第二は、ニングタ(ningguta < ninggun-ta「六長」)それ自体をめぐる解釈の相違であって、その起源を『満洲実録』などの記述に即してギョチャンガ六兄弟にもとめる見解と、もともと別個に存在した六兄弟を始祖とするムクン伝承に後からギョチャンガ六兄弟を附会したという見解が並立し³⁹⁾、いずれの立場をとるべきかは、いまなお決着を見ていない。

『満洲実録』などが伝える周知の逸話によれば、六個所の城塞に分住して「ニングタのベイレら」ninggutai beise と称されたギョチャンガ六兄弟は、その諸子たちを率いてショセナの九子を長とするウユンタ(uyunta < uyun-ta「九長」)とギャフの七子を長とするナダント(nadanta < nadan-ta「七長」)の「二つのムクン」⁴⁰⁾を討滅し、ニングタ部 ninggutai aiman (領域的にはニングタ路 ninggutai golo⁴¹⁾)と呼ばれる勢力を築きあげたという。ニングタをどう解釈するにせよ、時期と呼称形式を同じくして出現したウユンタとナダント、この「二つのムクン」とニングタが同一形態のムクンであったことに異論を差し挟む余地はあるまい。以下、この前提を具体化すべき新たな知見を補足する。『福陵覚爾察氏譜書』(光緒三〇年三修)によると、福陵ギョルチャ＝ハラの始祖索爾火から見て玄孫にあたる加呼(ギョチャンガと同時代)とその七子(歳順・都吉呼・額図・郎図・額書勒勒・沙克達某奇那・那敏、すべて絶嗣)がギャフと七子に同定されること⁴²⁾、また加呼自身とその父訥図克多隆武には兄弟がなく、従ってこの二世代からは傍系血統の分岐がないこと、この二点が判明する。しかも『先ハン檔』によれば、ギャフはマファ(mafa＝老翁)として言及され、イス(恐らくは成人)という孫があった⁴³⁾事実を附加することができる。

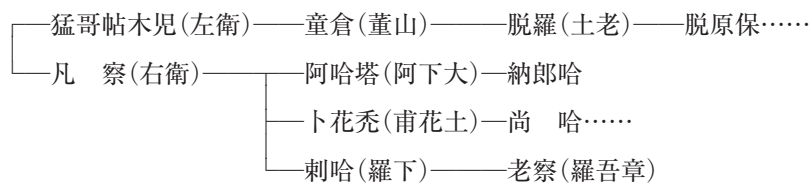
これらの三点に留意するなら、索爾火を始祖とする広義のムクンの一分節たるナダントは、事実上、系譜深度四世代以内の狭義のムクンであったと見て大過ない。これと同様に、ウユンタやニングタも狭義のムクンであったわけであり、かつまたアイシン・ギョロ＝ハラを名乗り、清皇族に包摂された父系親族の範囲も、結局はギョチャンガ六兄弟に出自する子孫たちを越えなかったのであるから、ニングタを始祖兄弟六人と解釈する言説は成立の根拠を失う。なお、ニングタ以下の三者はムクンの名称と説かれることが間々あるが、広義から狭義に至るどの範囲であれ、ムクンがハラ以外の固有名称を帯びた例を、筆者は寡聞にして知らない。現にウユンタとナダントの全称が「ショセナの子ら、ウユンタ[九長]のムクン šosenai juse, uyuntai mukūn」、「ギャフの子らナダント[七長](のムクン) giyahūi juse nadan ta (i mukūn)」⁴⁴⁾であったように、九長ないし七長——こうした名称自体は兄弟の頭かずにより、どこにでも生じ得る——の率いる一族を意味したに過ぎず、ウ

ユンタ・ナダントなる固有のムクン名称があったわけではない⁴⁵⁾。

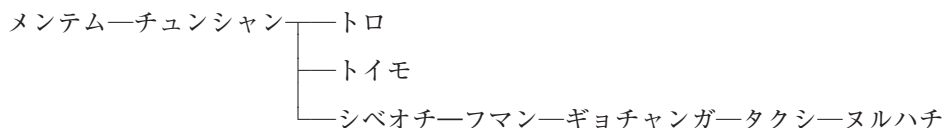
三、ヌルハチの先世と建州右衛

清朝の開国説話は、天から降った始祖ブクリ＝ヨンションを世系の起点に置く。ブクリ＝ヨンション以後の系譜は人名不詳の数世代を挟んでファンチャに及び、再び人名不詳の数世代を経てドウドウ＝メンテムに至る。メンテムの二子がチュンシャンとチュヤン、チュンシャンの三子がトロとトイモおよびシベオチ＝フィヤング、そしてシベオチ＝フィヤングの子がニングタ六祖の父とされるドウドウ＝フマンである。贅言するまでもなく、メンテムが建州左衛の始祖猛哥帖木兒、ファンチャが左衛から分設された右衛の始祖凡察、チュンシャンとチュヤンが猛哥帖木兒の子童倉（董山）・綽顔（重羊）、トロが童倉の子脱羅（土老）、トイモが脱羅の子脱原保にそれぞれ比定される（〔図1〕・〔図2〕参照）。神話的存在のブクリ＝ヨンションは別として、シベオチ＝フィヤングとドウドウ＝フマンのみは、明・朝鮮の記録に該当する人物が見当たらない。両者が仮構の人物と推測される主因はここにあるといてよい。

〔図1〕 建州左右衛の世系



〔図2〕 清朝先世の世系



いま、ホホリらドンゴ部首長層に伝承されたメンテム（猛哥帖木兒）からトイモ（脱原保）に至る、正確には四世代にわたる系譜が、シベオチ・フマンを介してニングタ六祖に接合されたとした場合、その目的が右衛に優る左衛嫡統の権威取り込みにあったことは、ヌルハチが朝鮮への回帖（万曆二四年正月初五日付）で「女直国建州衛管東夷人之主」と自称しつつ、「建州左衛之印」を押捺した事実（申忠一『建州紀程図記』）からもおおよそ裏書きされる。しかし、それにしても、系譜の接合が可能であったこと自体、凡察以降の系譜がすでに断絶するか、忘却されていたことを強く示唆する。シベオチ・フマンの実在性いかん、ならびに右衛系譜の断絶事情と時期は後述するとして、まずはその与件となるムクンの系譜と伝承のありようについて瞥見しておこう。

ヌルハチの在世時代を基準として、ムクンの系譜遡及深度は通例、最大でも九世代を越えない。それは元明交替期の民族移動を契機に、マンチュリアのジュシェン社会が新たな系譜形成の段階に移行したからであった⁴⁶⁾。しかし、記憶をほとんど口誦に依存したであろう明代ジュシェン社会にあつては、当然、伝承過程で系譜の忘却と錯乱を避けられなかったし、ましてや子孫にとってあらゆる

祖先が無条件かつ同等に記憶に値するのでもなかった。マンジュ諸ハラ中、『通譜』や『初集』あるいは後代編纂の族譜などに、七・八世代から九世代に及ぶ系譜が記録されたムクンは意外に少ない、否、それどころか例外的といってよい。たとえば、建州女直ではドンゴ地方のドンゴ＝ハラ、ワンギヤ地方のワンギヤ＝ハラ、マチャ地方のトゥンギヤ＝ハラ、スワン地方のグウルギヤ＝ハラ、長白山地方（正しくはイエンゲ地方）のニュフル＝ハラなどがあり、海西女直ではフルン四国（ウラ・ハダ・イエハ・ホイファ）の各王族を構成したナラ＝ハラが最も典型的な事例である⁴⁷⁾。それらはいずれも、各ハラ——ドンゴ＝ハラを除く——が分布する複数の領域のなかで最大規模の聚居地を形成し、強固な勢力を維持し得たムクンといっても過言ではない⁴⁸⁾。

上掲の諸ムクンのうち、ドンゴ地方のドンゴ＝ハラは既述のごとく建州左衛の後裔、そしてワンギヤ地方のワンギヤ＝ハラは阿哈出を始祖とする建州（本）衛の後裔であった⁴⁹⁾ように、建州右衛の領域各地に分布世居したギョロ＝ハラにも、本来ならば凡察の直系ないし傍系の血脈を承受するムクンがあつてしかるべきである。にもかかわらず、そうした事実が看取されないのは、一つにはギョロ＝ハラは凡察系ムクンが右衛属下の諸地域に拡散し、かくして系譜深度の浅い、別言すると成員の結合紐帯として長い系譜を必要としない多数の群小ムクンへと分化するような過程が進行したからであり、二つにはこの過程が祖先と子孫を繋ぐ系譜の忘却を随伴しつつ、また促進したからだと理解されてよからう。右衛の凡察系ギョロ＝ハラを左衛の猛哥帖木兒系ギョロ＝ハラ（ドンゴ＝ハラ）から分かつ、こうした二つの顕著な相違はもとより歴史的に説明されねばならない。

ヌルハチの挙兵前後、建州三衛の故地はマンジュ五部、すなわちワンギヤ・ドンゴ・スクスフ・フネヘ・ジェチェン五部の割拠に委ねられていた。このうち、建州衛の後身ワンギヤ部はダイドゥ＝メルゲンを、かたや建州左衛の後身ドンゴ部はホホリを盟主として、両者の同族からなる各首長ムクンが緩やかな政治的軍事的連合体を形成していた。これにひきかえ、建州右衛の後身にあたるスクスフ（ニングタ部は領域的にはここに包摂される）・フネヘ・ジェチェン三部は、それぞれを束ねる強力な中心勢力を欠くのみか、スクスフ・ジェチェン二部一帯は嘉靖三〇年代後半から万暦三年まで、出自不詳の梟雄王杲に席卷され⁵⁰⁾、フネヘ部に至っては海西ハダ国の附庸となる⁵¹⁾など、基盤の弱体ぶりが際立ち、凝集性において到底ワンギヤ・ドンゴ両部の比ではなかった。右衛の故地にいかに多くの群小勢力が乱立割拠していたかは、ヌルハチ——自らもニングタ部衰退後の小豪族から立身——による建州マンジュ五部の統一過程からも容易に跡づけることができる。

ヌルハチは挙兵五年目の万暦一五（1587）年にスクスフ・フネヘ・ジェチェン三部の平定を終え、ついで一六年にドンゴ部を招撫して帰順させる一方、ワンギヤ部主力を攻め降し、翌一七年に同部の残党を討って統一を完成する。この間、大小少なくとも二十数次に達する戦闘⁵²⁾を征討対象ごとに分類すると、ドンゴ部一次（チギダ城・万暦一二年九月）、ワンギヤ部三次（オンゴロ城・同一二年九月、ワンギヤ城・同一六年某月、ジョオギヤ城〔リダイの居城とは同名別地〕・同一七年某月）、海西ハダ国の寇掠に対する追撃一次（同一一年八月）を除いて、すべてスクスフ・フネヘ・ジェチェン三部に属する群小地域勢力（村落・城塞）か、もしくはそれらが一時的に取り結んだ連合との戦闘であった。ホホリの統率下に帰順を選択したドンゴ部や、ダイドゥ＝メルゲンを主帥に戴き激戦に臨んだワンギヤ部と比較すれば、各個に撃破されたスクスフ以下三部内の在地諸勢力は、規模と求心性の両面で明確に一線を画する⁵³⁾。こうした在地勢力の性格から見ても、凡察系のギョロ＝ハラが小規模なムクンに分化し、地域的にも拡散していたことは推察に余るであろう。

ヌルハチ勃興期の旧建州右衛に観察された分散性と脆弱性は、その実、立衛以来持ち越してきた

該衛の構造的な特質と見るべきふしがある⁵⁴⁾。そもそも猛哥帖木兒・凡察の兄弟関係にしてからが多分に遠心性を内包したのであって、両者の関係を詳記する『李朝実録』世宗二〇（明・正統三/1438）年七月辛亥条によれば、

咸吉道都節制使金宗瑞に伝旨するに「今聞くならく、凡察は猛哥帖木兒の同父弟に非ずと。……卿は久しく辺境に在りて、必ず形勢を熟知せん。……備細に啓達せよ」と。宗瑞回啓すらく「凡察の母は僉尹（原注：官名）甫哥の女也吾巨にして、先に豆万（原注：官名）揮厚に嫁して猛哥帖木兒を生む。揮厚の死後、揮厚の異母弟容紹（原注：官名）包奇に嫁し、於虚里・於沙哥・凡察を生む。包哥（包奇）の本妻の子は吾沙哥・加時波・要知なり。則ち凡察の猛哥帖木兒と同父弟に非ざるは明らかなり。……」と。

と報告されている。金宗瑞の回啓からも分明するように、猛哥帖木兒・凡察は同母異父兄弟であり、かつまた両者の父揮厚と包奇が異母兄弟であったというから、表面こそ兄弟とはいえ、二重の意味で親密とは評し難い関係にあった。

複雑微妙な兄弟関係は建州左右衛の分裂と、もとより無縁ではない。分裂の遠因となった所謂「斡木河 omhōi の変」（宣徳八 [1433] 年一〇月）⁵⁵⁾ に際して、左衛都督の猛哥帖木兒と長子権豆（阿谷）が非業の死を遂げ、さらに猛哥帖木兒の次子童倉も騒乱のなかで消息を絶ったため、代わって左衛を指導すべき人物は、この機に乗じて翌年二月都指揮使僉事から都督僉事への陞叙を果たした凡察以外になかった。ところが、間もなく童倉が生還を果たし、「体貌壮大」（上引『李朝実録』世宗二〇年七月辛亥条）な青年に成長すると、嫡統の誇りと衆望を背景に漸次叔父凡察との対立を先鋭化させるものの、朝鮮からの厳しい外圧に直面していた事情もあって、なお顕現するには至らなかった。

しかるに、左衛が朝鮮の干渉を振り切って西遷し、李満住率いる建州衛との合流を達成した（正統五年六月）のに続いて、童倉自身が都督僉事に陞叙される（正統六年正月）と、左衛の主導権をめぐる叔姪間の緊張は俄然深刻さを加え、凡察を首長に戴く右衛の分設（正統七年二月）を不可避としたのであった。分設後も右衛の内情は安定からは程遠く、凡察を継承した長孫の納郎哈が成化三年七月、入貢の帰途、明側によって童倉ともども拘留の上誅殺されたばかりか、同年九月に勃発した成化三年の役により建州三衛本土も大打撃を被る。数年ならずして三衛が新首脳部のもとに復興を遂げると、右衛では納郎哈の叔父ト花秃 [甫花土]（凡察の次子）が実権を掌握する。もっとも、「勇力を以て聞こ」⁵⁶⁾ えた弟の刺哈（羅下）が、やはり都督僉事を受職したため、ト花秃・刺哈の二人が「一衛を分統す」⁵⁷⁾ るに至り、右衛の分散性を決定的なものとした。老衰のト花秃に代わり、子の尚哈が都督に叙任される（弘治三/1490年二月）と、またもや刺哈の子で「身長八尺可り、氣象俊偉」と評された老察（羅吾章）が父職を襲い（弘治五年一二月）⁵⁸⁾、「酋長に亜」⁵⁹⁾ ぐ地位に昇った。嘉靖初年以降、三衛旧首長層が記録の表層から後退するなかで、統合の中心を欠く右衛の散漫性は、やがて前述した群小勢力の乱立を招来するに至るのである。

つぎに、系譜の忘却あるいは断絶という観点から、ヌルハチの先世に加上されたとされるシベオチ・フマン二世代の意味を問い直してみよう。この二世代が実在したとして、ヌルハチまで上下五世代を算するが、建州女直にはニヤマン山地方のヒトラ＝ハラ、マギヤ地方のマギヤ＝ハラ、リギヤ＝ホロ地方のリギヤ＝ハラ、シャジ地方のフチャ＝ハラなどのように、ヌルハチ時点で同じく五・六世代の系譜深度を有するムクンが存在しただけでなく、マギヤ＝ハラやリギヤ＝ハラの場合、始祖の実在を文献的にも立証することができる⁶⁰⁾ ので、シベオチ・フマン二世代を一概に虚構とばか

りは断定できない^{〔補注〕}。よって、シベオチ・フマンの实在性を一応肯定した上で、その生年を試算すると以下ようになる。ニングタ六祖の子孫中、生没年が判明する最上位世代の人物であるデシクの子、スヘチェン（1522～1603）、タントウ（1524～1551）、ニヤング（1536～1607）⁶¹⁾に徴して、三人の曾祖シベオチと祖父フマンの推定上の出生年代を見積もれば、一世代約二五年ないし三〇年として、それぞれ一四三〇～四〇年代および一四六〇～七〇年代と概算し得る。

シベオチとフマンが生存したであろう一五世紀前半期から一六世紀初期は、まさに建州女直史の重大な転換期にあたる⁶²⁾。すなわち、第一に建州左衛が朝鮮の圧迫から脱するべく第二次西遷（正統五/1440年）を敢行し、建州衛と合流したことにより、名実ともに建州女直集団が成立する。第二に、建州左衛の内紛に起因する右衛の分設（正統七/1442年）を経て、建州衛を盟主とする三衛連合が形成され、四周に対する結束を固める。ところが、第三に遼東・朝鮮辺境に対する苛烈な人畜の掠奪が祟って朝鮮軍と明軍の報復を被り（成化三〔1467〕年の役）、三衛連合は主だった首脳を失って大混乱に陥った。第四に、この戦役後、三衛新指導層は事態の収拾に努め、明・朝鮮の要求に迎合しながら秩序と平和を回復する反面、都督を世襲してきた旧首長層の求心力は衰退に転じた。第五に、これより先、対女直授官規定の実績主義的改変にともなって都督職の世襲原則が崩れ、嘉靖年間（1522～1566）の初め以降、三衛旧首長層の朝貢は記録上途絶する。代わって朝貢の主役を演じたのは、明に忠勤を励む素性不明の都督たちであった。

シベオチ・フマン二世と照応する期間に生じた変動が、系譜認知にいかなる影響を与えたのか、マギヤ地方のマギヤ＝ハラとワンギヤ地方のワンギヤ＝ハラを例にとって略説しておこう。『馬佳氏族譜』の所伝によれば、このマギヤ＝ハラはもとフォイモ＝ハラと同族であったが、始祖馬穆敦のときに「家難に遭ふに縁りて」遷居を余儀なくされ、長白山の故地に残留したフォイモ＝ハラから分離した後、マギヤ地方に定着したことになる。この馬穆敦は凡察とともに建州左衛の第二次西遷を主導した童倉の「弟」として『明実録』に現れる实在の人物であり、恐らくは猛哥帖木兒の妻馬氏の一族であろう⁶³⁾。分離以前の祖先三世代を忘却し去ったマギヤ＝ハラの子孫が、その三世代を再発見するのは、族譜を三修した民国一三（1924）年に至ってはじめてフォイモ＝ハラの満文族譜を閲読し、その第四世祖の一人に馬穆敦の名を見出したときのことであった⁶⁴⁾。

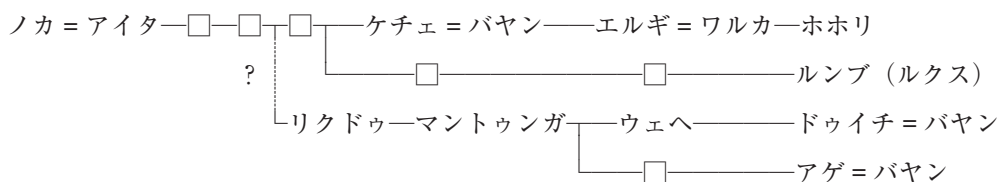
他方、『初集』卷二三七・阿什坦伝に載せるワンギヤ＝ハラの子孫によると、始祖隆万杭愛は鄂和陸・鄂克除・車特庫・占楚庫偏武の四子を生み、鄂和陸は達晋都督、達晋都督は達爾漢都督、達爾漢都督は王楚偏武を生んだ（以下略）とある。明・朝鮮の記録から復元される、より信憑性の高い系譜に照合すると、鄂克除は建州衛初代阿哈出、達晋都督は阿哈出の孫で第三代の李満住（大金）、達爾漢都督は満住の孫で第五代の完者禿（李達罕）、王楚偏武は完者禿の末子王秋にそれぞれ同定可能である⁶⁵⁾が、鄂克除と達晋都督、達晋都督と達爾漢都督の続柄が実際とは符合しない。就中、注目すべきは後者であって、満住と完者禿の間から脱漏した古納哈（第四代都督）と弟豆里（完者禿の父）のうち、豆里は逃亡奴隷を捕縛しての帰路、奴隷の逆襲に遭って落命し（成化三年三月）、かたや古納哈は成化三年の役に遭遇して老父満住もろとも非命に倒れた（九月）。ワンギヤ＝ハラの子孫から古納哈が欠落した主因は、建州三衛を直撃した戦火と紛擾に帰して誤りなく⁶⁶⁾、たまたまその直前に横死していた豆里もまた系譜から亡失する運命を免れなかったのであろう。

このように「家難」を誘因とする遷居が系譜認知に断絶と空白を招き、新たな始祖を起点とする新たな系譜、すなわち新たなムクンの生成をもたらしたのであって、結局遷居とは族譜的に表現された第二次西遷の痕跡に他ならない⁶⁷⁾。西遷に続いて成化三年の役が与えた衝撃も、系譜認知の混

乱と一部祖先の脱漏を惹起せずにはおかなかった。これを要するに、建州左右衛に帰属する系譜深度五・六世代の諸ムクンは、おおむね西遷後に成立した新しいムクンと看做され得るのであり、シベオチが実在の人物ならば、その種のムクンの始祖に擬定されてよい。

最後に、『先ハン檔』をはじめとする『太祖実録』系統の文献が、シベオチをチュンシャン（童倉）の末子、トロ・トイモの末弟に位置づけたことについて一言しておかねばならない。従来、その背後には、末子相統的観念に基づいて三兄弟形式を創出するとともに、トイモ（脱原保）の実年代と世代の不均衡を整合させる目的があったと説明されてきた⁶⁸⁾けれども、ドンゴ＝ハラが建州左衛の正統な継承者である限り、なにより該ハラの世界をもつて考察の起点となすべきは自明に近い。下記〔図3〕に掲げたごとく、ドンゴ＝ハラを諾喀愛塔 *noka aita* といい、西遷を主導した左衛第二の始祖というべき童倉（チュンシャン）に比定される人物であり、ホホリから遡って七世の祖にあたる⁶⁹⁾。そうすると、シベオチはホホリから五世代遡った脱原保（トイモ）と同世代で並ぶことになり、後金・清朝の史官は脱原保とシベオチを兄弟として位置づけては見たものの、これでは肝腎の童倉と祖孫になってしまうので、脱羅（トロ）の世代を繰り下げて兄弟に組み込み、童倉とシベオチの関係を父子に改変し、童倉から直接血脈を継承したことにした、というのが偽らざる真相であろう。なお、ニングタのムクンが五世代の系譜深度を有しながら、現実には狭義のムクンとして立ち現れたのは、まさにナダントがそうであったように、シベオチ・フマン二世代において傍系血統の分岐がなかったからであると考えられる。

〔図3〕 ドンゴ＝ハラの世界



※□は人名不詳を意味する。

※※リクドゥは世代上、ケチュ＝バヤンの父の兄弟にあたるが、確証はない。

結びに代えて

ここまでの議論を要約すると、おおむね以下の四点に帰着する。

- ①ギョロ諸ハラは、ヌルハチ一族と同じく本来はギョロ＝ハラを単称したイルゲン・ギョロと、その他の種別冠称を有する諸ギョロとに大別され、前者同士は自他を識別するために領域名を冠称とすることがあった。いずれの冠称も相互の通婚可能性を認証する標識として機能し、ギョロ諸ハラ間には外婚規制は作用しなかった。
- ②建州右衛系のヌルハチ一族は、建州左衛系のドンゴ部首長層とは「同じハラの兄弟」として一再ならず婚を通じあう関係にあったが、ヌルハチがアイシン・ギョロを名乗り、建州左衛の系譜を加上して自己と自己の先世を権威づけるようになると、旧ドンゴ部首長層のハラはギョロからドンゴ・ギョロを経てドンゴへと変化した。
- ③ヌルハチ一族から見て後のイルゲン・ギョロ＝ハラ（たとえばドンゴ部首長層）との間に成立す

る呼びかけが「同じハラの兄弟」であった。同族類似の見かけとは裏腹に、姻戚関係とも両立し得るため、単に「同じハラ同士」という以上の含意はなかった。つまり、ヌルハチ一族と「同じハラの兄弟」の間には系譜的接点はなかった。

- ④凡察を始祖とする建州右衛系のギョロ = ハラは、猛哥帖木兒を始祖とする左衛直系のギョロ = ハラとは異なって、当初から求心性に乏しく、ことに第二次西遷を契機としてそれ以前の系譜の忘却と表裏しつつ、新たな始祖を起点とする新たなムクンの分化生成が進行した。そうして登場した新ムクンの一つがニングタのムクンであった。

注

- 1) 以下の説明は主として拙稿「満族入関前のムクンについて——『八旗満洲氏族通譜』を中心に——」（『立命館文学』五二八、一九九三→以下〔拙稿一九九三〕と略称）、および「満族入関前のウクスンについて」（石橋秀雄編『清代中国の諸問題』一九九五所収）の論述内容に準拠する。
- 2) ハラ・ムクンの具体相に関連する筆者の論考は下記のとおりである。
 - ①「満族ギョルチャ・ハラ考」（『立命館文学』五四四、一九九六）→以下〔拙稿一九九六〕
 - ②「明末建州女直のワンギャ部とワンギャ・ハラ」（『東方学』九三、一九九七）→以下〔拙稿一九九七〕
 - ③「明代建州女直マギャ・ハラ考」（『立命館文学』五五四、一九九八）→以下〔拙稿一九九八〕
 - ④「明末建州女直の有力ムクン〈シャジのフチャ・ハラ〉について」（『立命館文学』五五九、一九九九）→以下〔拙稿一九九九〕
- 3) 今西春秋訳注『満和蒙和对訳満洲実録』一九九二、頁一一。なお、本稿で『満洲実録』を引用する際、必ずしも擬古文調の今西訳に従っていない。
- 4) 同上、頁三二。
- 5) 三田村泰助「清朝の開国伝説とその世系」〔初出一九五—〕（『清朝前史の研究』一九七二〔第二版〕）頁一六～一七。
- 6) 神田信夫「愛新覚羅考」〔初出一九九〇〕（『清朝史論考』二〇〇五）頁一〇～一一、同「清の興起」（『世界歴史大系 中国史4—明～清—』一九九九）頁二九八、頁五三八～五三九。また、〔拙稿一九九六〕頁一八〇～一八四、頁一九三～一九四。
- 7) 『先の〔ゲンギェン =〕ハンのすぐれた事蹟全て十七巻』nenehe [genggiyen] han i sain yabuha kooli uheri juwan nadan debtelin は、松村潤『清太祖実録の研究』二〇〇一所収の「中国第一歴史檔案館所蔵『満文国史院檔巻号 001、冊号 2』訳注」として全訳されている。訳文の引用にあたっては、松村訳を一部改変した個所がある。
- 8) 9) 前掲『先ハン檔』訳注頁六一、頁七一。
- 10) 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』頁五六。
- 11) 注6) に同じ。
- 12) 『通譜』載録以外のギョロ = ハラの種別冠称には、神田氏「愛新覚羅考」の指摘する格倫覚羅（『八旗通志初集』巻二〇八、庚格伝）の他、喇布塔覚羅（ヌルハチ長子チュイェン次子国歆の妻の姓氏〔『愛新覚羅宗譜』乙冊、頁二九一六〕）もあるが、『通譜』未入の理由は不明である。種別冠称はグウルギャヤタタラなどのハラにも存在したけれども、国姓との峻別という特殊事情がなかったため、記録の表面には現れにくかったようである。
- 13) 『清朝通志』巻一・氏族略一に、「宗室・覚羅の外、民覚羅氏有り。其の族属の衆き者は冠するに地名を以てす。伊爾根・舒舒・西林・通顔の類の散処する者の如し。上に民字を加ふるは国姓に同じからざるを以てなり」とあるように、清代のギョロ = ハラは宗室・「覚羅」（準宗室）の帯びる国姓アイシン = ギョロと「民」ギョロに大別され、後者はさらに冠称によっていくつかに類別された。なお、伊爾根以下のような地名は実在しないので、『清朝通志』が「冠するに地名を以てす」と説くのは誤りである。
- 14) 15) 16) 17) 『通譜』巻一二・噶哈善哈思瑚伝、同書同巻・阿爾塔什伝、同書巻一七・屯台伝、『八旗通志初集』巻一六八・図們伝参照。ちなみに、ガハシャン = ハスフはヌルハチの“sadun halai meye”「異姓親戚（今西訳では「姓異なる家」）の妹の夫」（『満和蒙和对訳満洲実録』頁三四）と称されたが、sadun

- hala とは姻戚関係にあるハラ同士の互称である（本文後段参照）。ギョロ諸ハラが各々同族 emu mukun ではなかった一証として挙げておく。
- 18) 『雪履尋碑録』 卷一〇「陝西協領常公神道碑」によれば、常保（「長白王嶽嶺の人」にして「覚羅氏」の祖母（布穆里の妻）は「民覚羅氏」であった。常保の祖父布穆里は太祖ヌルハチ時代に「驍勇を以て聞こえ、官は護軍校・代佐領事を授けられ」たという。ワンチン地方のギョロ＝ハラといえば、シリン・ギョロに相違なく、事実『通譜』 卷一七「汪秦地方西林覚羅氏」の拉爾霸伝に常保の名が見える。上の「民覚羅氏」とは無論、イルゲン・ギョロ＝ハラであるから、アイシン・ギョロを除外したギョロ諸ハラ同士の通婚も、外婚規制の範囲外にあったと考えてよい。
 - 19) ボイゴン＝バヤンは『通譜』 卷一二「嘉木湖地方伊爾根覚羅氏」の貝渾巴顔にあたる。前掲〔拙稿一九九三〕 頁一一四～一一五（注27）参照。
 - 20) 雅爾祜覚羅氏八人の父は祜世塔（シルメン岳父）、達爾侃（ゲデフン岳父）、祜喇祜（ルンシ岳父）、雅錫塔（トゥラン岳父）、古喇瑪渾・渾塔（ともにランキオ岳父）、達爾泰（ハイラン岳父）、阿喇穆（プルペン岳父）らである。詳細不明の古喇瑪渾を除き、すべて『通譜』 卷一九「雅爾湖地方佟佳氏」の達爾漢侍衛爾漢伝と準塔巴図魯伝に見え、それぞれ達爾侃はダルハン・ヒヤ＝フルガン自身、祜喇祜はフルガンの父、祜世塔はフルガン次弟、雅錫塔はフルガン五弟、渾塔はフルガン三子、達爾泰はフルガン六弟、阿喇穆はフルガン四子ジュンタ＝バトゥルの六子にあたる。この他、〔表1〕の対象外に置いた世代では、たとえばヌルハチ六子タバイの六子バドゥハイの嫡妻（父琶克齊、出自不詳）が雅爾祜覚羅氏である（『愛新覚羅宗譜』 丙冊・頁四八七六）。
 - 21) 『雪履尋碑録』 所収の旗人墓碑（大多数は詰命・御製碑・諭祭文を主要内容とする）に見える地名を冠した牙爾虎交羅、木奇覚羅、業黒覚羅などの呼称を参照（前掲〔拙稿一九九六〕 頁一八五、および頁二〇〇〔注29〕・頁二〇一〔注30・31〕）。
 - 22) 『通譜』 卷一二「嘉木湖地方伊爾根覚羅氏」の噶哈善哈思瑚伝は同族としてラハ＝メルゲンとインダフチを挙げるが、『通譜』 卷一三「薩爾瑚地方伊爾根覚羅氏」は瓜喇伝を筆頭に置き、グワラとラハ＝メルゲンを同地の同族とするので、本文にはグワラの名を挙げておいた。また、ギャムフ・サルフ・ワフン＝オモ三地方の位置関係については、今西春秋「JUSEN 国域考」（『東方学紀要』 二、一九六七） 頁五～六、頁二六参照。
 - 23) 前掲〔拙稿一九九六〕 頁一八三、および頁二〇〇（注25）参照。
 - 24) 内藤虎次郎「清朝姓氏考」〔初出一九一二〕（『内藤湖南全集』 第七卷、一九七〇） 頁三一七。
 - 25) 前掲〔拙稿一九九六〕 頁一八三～一八四。
 - 26) 『愛新覚羅宗譜』 の参照個所は以下のとおりである。フンドン（己冊・頁二八四一）、ドビ（己冊・頁二〇三八）、シュルヘイ（丁冊・頁七三四二）、シテク（乙冊・頁三九九九）。
 - 27) 『通譜』 卷八によると、ドンゴ＝ハラのアランジュは三等男爵を追贈、ユンシュンは二等男爵を加授されており、〔表2〕に示した阿蘭柱と永順の爵位に合致する。
 - 28) 王晶辰主編『遼寧碑志』 二〇〇二、頁三〇八～三〇九所収。
 - 29) 前掲〔拙稿一九九六〕 頁一八六、および頁二〇一（注34）参照。
 - 30) 『愛新覚羅宗譜』 丙冊・頁五三七三。遺憾ながら瓦爾克錫覚羅氏の父析兆とドンゴ部首長層との関係は明らかではない。
 - 31) ドンゴ・ギョロやワルカシ・ギョロに対して、ヌルハチ一族はニングタ・ギョロと呼称された可能性がある。ヌルハチがアイシン・ギョロを自称する以前に名乗ったとされるニングタ＝ハラはその一証である。すでに今西春秋「清祖姓氏考」（『書香』 一五一一〇、一九四三）が指摘するごとく、『明実録』 万曆四六（後金・天命三/1618）年閏四月甲子条に載せる管山海関主事鄒之易の奏文に、「奴兒哈赤、女直一部落耳。与弟素兒哈赤拋有寧宮塔哈喇賽之地、富饒狡黠。刃其弟素兒哈赤而兼其衆。……擁衆五万、綿亘四千余里」という文言があり、内容に照らしてヌルハチの弟シュルガチ（素兒哈赤）が失脚する万曆三十七年以前において、「寧宮塔哈喇」 ningguta hala——文中の「賽」は「塞」か「寨」の誤写であろう——が実在したことは争えないようである。ニングタ＝ハラとは恐らく「ニングタ・ギョロ＝ハラ」（ニングタ地方のギョロ＝ハラ）の略称に他なるまい。なお、後注45）もあわせ参照のこと。
 - 32) 拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺——エイドゥ＝バトゥル自述の功業記を中心に——」（『大垣女子短

- 期大学紀要』四〇、一九九九) 頁四七～四八。なお、カンギャがジャンギンの称号を有したことは、『先ハン檔』訳注頁七―に明文がある。
- 33) 『先ハン檔』訳注頁七三～七四。
- 34) ニヤマンやニヤマンガ・ニヤルマについては、拙稿「《ニヤマン》と《フンチヒン》——清初満族における親族組織の一斑——」(『大垣女子短期大学紀要』三六、一九九五) 頁三～四も、ついて参照ありたい。
- 35) 前掲内藤虎次郎「清朝姓氏考」頁三一八、前掲三田村泰助「清朝の開国伝説とその世系」頁一四～二一。
- 36) 三田村泰助「明末清初の満洲氏族とその源流」[初出一九六〇](『清朝前史の研究』一九七二 [第二版]) 頁九九～一〇二。なお、「夾温」gia-ōn の表音は『龍飛御天歌』巻七・第五三章のハングル注記に依拠したほか、ハングルのローマ字転写は河野六郎「朝鮮語ノ羅馬字転写案」(『河野六郎著作集1』一九七九) に準拠した。
- 37) ニングタ = ベイレ門の通婚対象に照らして、その門地はむしろ高かったと判断し得る。ヌルハチの挙兵までに生じたニングタ = ベイレ門の婚姻三一件(妻三〇人/妾一人)につき、建州以外のハダ・ナラ = ハラ(海西ハダ国の王族)二件を除いた二九件の内訳を見ると、マギヤ = ハラ一〇件(妾一人)を最多として、トゥンギヤ = ハラ四件、リギヤ = ハラとヒタラ = ハラ各三件、ニユフル = ハラとタタラ = ハラ各二件と続き、その他の五ハラはすべて各一件であった。ここから毛憐衛(ワルカ部)の系統を引くヒタラ・ニユフル・タタラ三ハラを除外したマギヤ・トゥンギヤ・リギヤ三ハラは、明初の馬・佟・李三氏に遡源する建州有数の著姓望族であった。ことにマギヤ(馬)・リギヤ(李)二ハラは建州左衛創立期、すでに童氏の猛哥帖木兒・凡察兄弟と姻戚関係にあり、前者の岳父が馬辺者、後者のそれが李将家であった(河内良弘『明代女真史の研究』一九九二、頁一九〇・頁二一八・頁二二九)。かかる名族と頻りに通婚したニングタ = ベイレが無名の成り上がりであったとは到底信じ難く、たとえ直系子孫ではなかったにせよ、凡察の末裔と見ておくべきであろう。詳細は前掲[拙稿一九九八]頁六八～七〇、および前掲[拙稿一九九九]頁二〇〇～二〇二参照。
- 38) 前掲三田村論文「清朝の開国伝説とその世系」頁五～九。
- 39) 『満洲実録』に準ずる立場としては戸田茂喜「赫図阿拉城構成の素描」(『山下先生還暦記念東洋史論文集』一九三八)の特に註釈「寧古塔考」、今西春秋「NINGGUTA 考」(『朝鮮学報』二一・二二、一九六一)などがある。対する六兄弟附会説は前掲三田村論文「清朝の開国伝説とその世系」に代表される。
- 40) 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』頁九。
- 41) 「ニングタ(の)部」ninggutai aiman の用例については『満和蒙和对訳満洲実録』頁一二、「ニングタ(の)路」ninggutai golo の用例については『先ハン檔』訳注頁七―参照。
- 42) 『福陵覚爾察氏譜書』(李林主編『満族家譜選編(1)』一九八八所収)上巻・頁七、下巻・頁二三、および李林氏による同『譜書』「簡介」(同上書頁三)参照。加呼の七子がすべて絶嗣であることも、ナダングタの敗滅を裏書きする。始祖索爾火の次子考巴烟の系統を引く班布理(第七世代)は、『初集』巻二〇三・巴穆布理伝によるとヌルハチと同時代にあたるので、索爾火の長子阿喀の系統を引く加呼(第五世代)はギョチャンガと同時代ということになる。
- 43) 『先ハン檔』訳注に「ウユンタの者、ギャフ = マファと仲悪くなって、ギャフ = マファの孫、イスという者を殺した」(頁五六)とあり、筆致からすればイスは成人であったろう。
- 44) 注40)に同じ。
- 45) ニングタ等々がムクンの固有名なら、ハラと同じく固有名との直結形式(たとえば『通譜』巻三六所収の扎庫塔氏 jakūta hala [ワルカ部系]や巻四一―所収の寧古塔氏 ningguta hala [ウエジ部系]を参照)をとり、「ウユンタ = ムクン」などと称されたはずであるが、現実には「ウユンタのムクン」uyuntai mukūnのごとく格助詞 'i で媒介される形式をとる。また「ニングタの地方(路)」ninggutai golo とか「ニングタの部」ninggutai aiman の用例があるように、これらのニングタはムクンの名称というより地名(つまり「六長」属下の勢力圏)と解されるべきであろう。このことをマンジュ五部の表記を通じて確認すると、①「スクスフ河の地方の部」suksuhu birai golo aiman > 「スクスフ河の部」suksuhu birai aiman > 「スクスフ部」suksuhu aiman、②「ドンゴの地方の部」donggoi golo aiman > 「ドンゴの部」donggoi aiman、③「ワンギヤの地方の部」wanggiyai golo aiman > 「ワンギヤの部」wanggiyai aiman、④「フネヘ河の地方の部」hunehe birai golo aiman > 「フネヘ部」hunehe aiman、⑤「ジェチェンの地の部」

jecen i bai aiman > 「ジェチェンの部」 jecen i aiman (以上の用例はすべて『満洲実録』に拠る) のように、「部」や「地方」に前接するのはいずれも地名であった。上記の扎庫塔氏や寧古塔氏も、前注 31) で言及した「寧宮塔哈喇」と同様、一旦地名に転化した jakūta (< jakūn-ta 「八長」)・ningguta (「六長」) から二次的に派生したと推定される。

46) 前掲三田村論文「明末清初の満洲氏族とその源流」頁七〇～七四。

47) 各ハラ系の譜遡及深度と典拠をまとめて提示すると、以下のとおりである。

スワン地方のグワルギヤ＝ハラ	八世代	『通譜』 卷一
長白山(イエンゲ)地方のニユフル＝ハラ	七世代	『通譜』 卷五；『鑲黃旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』
マチャ地方のトゥンギヤ＝ハラ	八世代	『通譜』 卷一九
ワンギヤ地方のワンギヤ＝ハラ	九世代	『初集』 卷二三七・阿什坦伝
ドンゴ地方のドンゴ＝ハラ	七世代	『初集』 卷一五六・鄂碩伝、卷一五七・何和礼額駙伝、卷一九二・席爾達伝
ウラ地方のナラ＝ハラ	九世代	『通譜』 卷二三；『満洲実録』 卷一
ハダ地方のナラ＝ハラ(同上の分支)	八世代	『通譜』 卷二三；『満洲実録』 卷一
イエヘ地方のナラ＝ハラ	七世代	『通譜』 卷二二；『満洲実録』 卷一；『興墾達爾哈家譜』
ホイファ地方のナラ＝ハラ	九世代	『通譜』 卷二四；『満洲実録』 卷一

48) たとえばワンギヤ＝ハラを例示すると、『通譜』 卷二八「ワンギヤ地方のワンギヤ＝ハラ」および「各地方のワンギヤ＝ハラ」に立伝された三六名の大半は、ワンギヤ地方とその近傍の諸地方(ラハ・ジョオギヤ・オルホン・オンゴルホ[オンゴロ?])に世居した同族たちであると同時に、ワンギヤ部の首長層を構成した([拙稿一九九七] 頁七五～八一)。

49) 同上[拙稿一九九七] 頁八一～八四。

50) 王杲の活動については園田一龜『明代建州女直史研究 続篇』一九五三、頁二五三～二八八、頁三一二～三一四参照。

51) 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』 頁一七。

52) 建州統一前の戦闘回数については、前掲拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺——エイドゥ＝バトゥル自述の功業記を中心に——」 頁五一～五三所掲の〈マンジュ・グルン統一前ヌルハチ事跡年表〉に依拠して算出した。

53) イルゲン・ギョロ＝ハラが分布したムキ・ギヤムフ・サルフ・フネヘ・ヤルフ・フェ＝アラのうち、ヤルフ以外はすべて建州右衛の故地にあたる。ムキのアルタシ、ギヤムフのガハシャン＝ハスフ、サルフのノミナ(グウラの弟)は、いずれもスクスフ部内の中小豪族であった。勢力規模の詳細は不明であるが、ヌルハチ拳兵三年目の万暦一三(1585)年当時、スクスフ部のサルフ、ジャイフィヤン、ダウンギヤ、バルダ四城の総兵力が四〇〇人(『満和蒙和对訳満洲実録』 頁四四)、ジェチェン部のトモホ、ジャンギヤ二城を交えたバルダ、サルフ、ジャイフィヤン計五城のそれが八〇〇人(同上、頁四七)であったから、一城当りの兵力は概略一〇〇～一六〇人と見てよい。この前後、ヌルハチの兵力は単独で歩騎四〇〇～五〇〇人を越えていた(同上、頁三七・頁四六)。ちなみに、ワンギヤ部長ダイドゥ＝メルゲンらの配下は少なくとも「千余壮勇」(申忠一『建州紀程図記』)、またドンゴ部長ホホリの勢力はルンプ(ルクス)を合わせると壮丁九〇〇人以上に達した(『初集』 卷一五六・鄂碩伝)。

54) 建州右衛の分散性と脆弱性を前掲三田村論文「清朝の開国伝説とその世系」 頁二一～二三は、首長家の内訌に起因する特異な立衛の経緯、ハダ国の干渉や王杲の台頭を招いた地政学的な不安定性に求める。本稿もこれに従う。

55) 斡木河の変については河内良弘「童猛哥帖木兒と建州左衛」(『朝鮮学報』 六五、一九七二) 頁七二～七四参照。斡木河(阿木河)の表音は『龍飛御天歌』 卷一・第四章の「阿木河」に注記されたハンゲルに拠る。なお、omhōi の満洲語形は omohoi (『満洲実録』) である。

56) 『李朝実録』 成宗一五年七月癸卯条。

57) 『李朝実録』 成宗一五年正月丁未条。

58) 『明実録』によれば、ト花禿の死は正徳二(1507)年のことであり、その子の尚哈は弘治三(1490)年以来、都督職をもって入貢している。老察(羅吾章)は燕山君三(明・弘治一〇)年時点ですでに父職を

継承していたが、『高昌館課』収録のモンゴル文の来文とその漢訳によると、弘治五年一二月一二日に都督僉事刺哈が没したことを承け、右衛都督賞哈（尚哈）が刺哈の子老察のために父職承襲を奏請した結果であることが判明する。

59) 『李朝実録』燕山君三年一〇月甲戌条。

60) 各ハラ系の譜遡及深度と典拠を提示すると、以下のとおりである。

ニヤマン山地方のヒタラ = ハラ	五/六世代	『永陵喜塔臘氏譜書』
マギヤ地方のマギヤ = ハラ	六世代	『馬佳氏族譜』
リギヤ = ホロ地方のリギヤ = ハラ	五世代	『長白山李佳氏族譜』
シャジ地方のフチャ = ハラ	六世代	『沙濟富察氏家譜』

リギヤ = ハラの始祖をリイ = トゥメンといい、注 37) に掲げた李将家の子李豆満にあたる（〔拙稿一九九八〕頁六九、頁八四〔注 28〕）。マギヤ = ハラの始祖馬穆敦については後述する。

61) 三名の生没年は『愛新覺羅宗譜』戊冊〔興祖部分〕頁一・頁四六六・頁五八五の所伝に拠った。

62) 以下の建州女直史の流れは、主に三田村泰助「ムクン・タタン制の研究——満洲社会の基礎的構造としての——」〔初出一九六三・六四〕（『清朝前史の研究』一九七二〔第二版〕）頁二四九～二五三に依拠して要約した。また、成化三年の役後における三衛旧首長層の求心力低下については河内良弘「成化十五年の役前後」（『明代女真史の研究』一九九二）頁五二四～五三五、対女直授官規定の改変については前掲園田一龜『明代建州女直史研究 続篇』頁二二〇～二二九、頁三一二～三一八を参照した。

63) 前掲〔拙稿一九九八〕頁六六。

64) 同上〔拙稿一九九八〕頁六〇～六二でも指摘したように、『馬佳氏族譜』（第三次重修本、民国一七年刊行）は巻首収録「重修族譜序」などで、馬佳氏の族内に費莫 foimo 氏との同源が伝承されていたことを明記する他、同族譜巻首に第三次重修本の編纂過程で得られた「翁額松額」（族譜目次には「關於費莫氏・馬佳氏之枝別甚詳」と説明がある）・「公年巴焉」と題する譜単二葉の写真を掲載して同源伝承を裏づける物証としていた。これをもとに筆者は始祖馬穆敦以前に費莫氏三代が位置した事実にも言及したけれども、惜しいことに譜単写真は不鮮明この上なく、ほとんど判読不能であったため、三代の具体的な人名を知ることができなかった。

翁額松額は『通譜』巻四四・費莫氏条の附載部分に収録する翁格（長白山地方人）そのひとにあたる。前稿執筆時、筆者は迂闊にもこの事実を見落としていた。『通譜』によれば、翁格の一二世孫（『通譜』は実の孫を一世孫として起算するので、実際には第一四世代）において原任官と現任官がちょうど混在するので、『通譜』が編纂された雍正年間は一二世孫にとってのまさに現在であった。そこで、一四世代を溯ると、翁格はほぼ元末明初の人物に相当する。馬佳氏はこの翁格から分岐したはずである。

〔拙稿一九九八〕の脱稿後、馬熙運編著『馬佳氏宗譜文献匯編』（一九九三告成）を目睹する機会を得た。同書は『馬佳氏族譜』第四次重修本に相当し、旧来の族譜（甲編）に新たに乙編「馬佳氏族志」を増補する。その乙編巻一「族源」に、「公年巴焉」譜単の写真からかろうじて読み取れた貴重な情報が転記されている（『匯編』頁四八一）が、その第二則によれば、費莫氏の始祖翁額松額の三子、魯爾紀・雅楚・巴彦拉のうち、雅楚の孫こそが馬穆敦であった。なお、公年巴焉は魯爾紀に系出する費莫氏第一〇世代の子孫であり（『匯編』頁四八一）、『通譜』巻四四・艾当阿伝は艾当阿・公尼音（公年巴焉）兄弟を「国初来帰」とするので、場合によってはヌルハチ時点で系譜深度九世代を越えるムクンもあったのである。

65) 前掲〔拙稿一九九七〕頁八一～八四。

66) 同上。紛擾にともなう系譜認知の混乱としては、オイラトのエセンに擁立された脱脱不花王（トクトア・ブハ = ハーン）が海西女直を侵略蹂躪したことにより、海西ホイファ国の世系に脱漏を生じた事例も参考に値する（後藤智子「ホイファ国世系考察」『史叢』五一、一九九四、頁九八）。

67) 前掲〔拙稿一九九八〕頁七〇～七六。

68) 三田村氏は「思うに、トロ、トイモを父子から、兄弟にした他の（つまり三兄弟形式以外の）原因としては、史実の調和の考慮ということも考えられる。すなわち、明実録には、最後のトイモは武宗の正徳年間に朝貢している。没年は不明であるが、ひょっとすると、嘉靖年間までいたかも知れぬ。然るに、清実録の記す如く、（シベオチ）五世の孫の太祖は同じく嘉靖三十八（1559）年に生まれているから、これでは辻褃の合わぬこと夥たしい」〔括弧内、筆者補足〕（前掲「清朝の開国伝説とその世系」頁四三）と指

摘する。

園田一龜氏の推計によると、脱羅は弘治一八（1505）年に六二、三歳で死没し、翌正徳元年に脱原保が四〇歳前後で父職を承襲したとされている（『明代建州女直史研究 続篇』頁二一八）。脱原保最後の入貢が嘉靖二（1523）年であるから、やはり六〇歳前後で没したものであろう。よって、脱羅の生年は一四四三年頃、脱原保の生年は一四六六年頃となり、先述したシベオチとフマンの推定生年と並行するので、脱原保の実年代とトイモの世代との齟齬は確かに否定できない。ただし、これは当然ながら、飽くまで左衛歴代都督の承襲・在職年代が『太祖実録』初纂時点ではほぼ正確に記憶されていたことを前提として、はじめて成り立つ見方である。

- 69) 『初集』巻一五六・鄂碩伝と巻一五七・何和礼額駙伝によれば、ドンゴ地方のドンゴ＝ハラは始祖諾喀愛塔からホホリに至るまで七世代を算するとともに、ホホリの祖先が「その先、瓦爾喀より董鄂に遷る」と明記されているため、諾喀愛塔は第二次西遷を主導した童倉に比定すべき人物と考えられる（前掲〔拙稿一九九三〕頁一〇七）。

[補注] シベオチ・フマンの實在は今なお確証を欠くが、本稿脱稿後に入手した劉慶華『満族家譜序評注』（二〇一〇）所収の「永陵喜塔拉氏譜書序」に、注目すべき記述があるので、この場を借りて付記しておく。この家譜自体はつとに李林主編『満族家譜選編（1）』（一九八八）所収「永陵喜塔臘氏譜書」として全容が紹介され、該氏第五世祖の阿古都督がタクシの岳父（つまりヌルハチ生母の父）であることが判明していた。これに加えて、上記「永陵喜塔拉氏譜書序」によって新たに第三世祖の都理吉が「興祖（＝フマン）直皇后之父」と注記されている事実が明らかとなった。かりにこの注記を史実としてよいなら、フマンひいてはシベオチの實在を裏書きする間接的な証左と目されよう。

[付記] 本稿は第23回満族史研究会大会（2008. 5/31. 於日本大学）での、同名の発表を大幅に改稿補訂したものである。

（本学非常勤講師）